

陳 情 文 書 表

平 2 8 陳 情 第 1 号	平成 2 8 年 1 月 1 5 日 受 理
件 名	精神障がい者への交通運賃割引制度適用について国に意見書提出を求める陳情
陳 情 者	秦野市北矢名 5 0 4 - 2 2 秦野精神障害者家族会のぞみ会 会長 長谷部 則雄
陳 情 の 要 旨	
<p> 国の障害者施策においては、身体、知的、精神の3障害の制度格差を解消するなどの一元化が基本的な方向になっています。しかし、精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者に適用されている、交通運賃割引制度の適用対象から除外されています。 </p> <p> 公益社団法人全国精神保健福祉会が実施した、交通運賃に関するアンケート調査（調査期間：平成26年11月1日～平成27年2月末日）結果によれば、精神障がい者の多くが家族と同居しています。さらに、家族も高齢化し、親が年金生活者であるなど、経済的支援力も弱まり、家族だけで支えるには限界に達しています。 </p> <p> また、デイケアや作業所も利用できず、外出を控えている実態も明るみになっています。交通運賃の経済的負担が引きこもりの大きな要因となっており、障害者の権利に関する条約が求める社会参加の促進における大きな障壁（バリア）ともなっています。 </p> <p> 国においては、平成26年に障害者の権利に関する条約を批准し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律も平成28年4月1日から施行される中で、精神障がい者を障害者福祉制度の対象から除外することは不合理であると考えます。 </p> <p> したがって、身体障がい者及び知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度を精神障がい者にも適用するよう、国へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。 </p> <p> 陳情事項 身体障がい者及び知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度を精神障がい者にも適用するよう、国に意見書を提出すること。 </p>	